

保育認定を受けた世帯の保育料

階層区分		保育料 () は 2 子目の金額	
		保育標準時間	保育短時間
区分	市町村民税所得割額	3 歳未満 の 児 童	3 歳未満 の 児 童
1	生活保護世帯	0 円	0 円
2	非課税世帯	0 円	0 円
3	48,600 円未満	11,700 円 (5,850 円)	11,500 円 (5,750 円)
4	67,000 円未満	16,800 円 (8,400 円)	16,500 円 (8,250 円)
5	87,000 円未満	21,900 円 (10,950 円)	21,500 円 (10,750 円)
6	97,000 円未満	27,000 円 (13,500 円)	26,500 円 (13,250 円)
7	133,000 円未満	33,500 円 (16,750 円)	32,900 円 (16,450 円)
8	169,000 円未満	40,000 円 (20,000 円)	39,300 円 (19,650 円)
9	301,000 円未満	54,900 円 (27,450 円)	53,900 円 (26,950 円)
10	397,000 円未満	72,000 円 (36,000 円)	70,700 円 (35,350 円)
11	397,000 円以上		

〔多子軽減について〕

・ 小学校就学前の範囲内において、同一世帯から 2 人以上の児童が認定子ども園や保育所、幼稚園等に入所している場合、2 人目の児童は () の保育料、3 人目以降は無料となります。

・ 世帯の年収が約 360 万円（市町村民税所得割額 57,700 円）未満であり、また保護者と生計を一にする子どもがいる場合（※）、最年長の子どもから順に 2 人目は () の保育料、3 人目以降は無料となります。

※ 別居している場合でも、生活費や学資金等を常に送金している場合や、余暇には起居を共にしている場合には「生計を一にする」ものとなります。